

牛乳乳製品健康科学会議運営規程

平成 24 年 3 月 18 日制定
平成 24 年 10 月 3 日改訂
平成 28 年 4 月 18 日改訂
平成 30 年 6 月 27 日改訂
2024 年 9 月 2 日改定

牛乳乳製品健康科学会議（以下、「本組織」という。）に運営に当たっては、一般社団法人 J ミルク（以下、「J ミルク」という。）が定める「乳の学術連合設置規程」（以下、「設置規程」という。）によるもののほか、この規程の定めによるものとする。

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この組織は、牛乳乳製品健康科学会議（以下「本組織」）という。

（目的）

第 2 条 本組織は、牛乳乳製品の栄養及び健康に関わる研究活動を通して、わが国の食生活における牛乳乳製品の価値を明らかにするとともに、国民の健康増進に資する事を目的とする。

（活動内容）

第 3 条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 「牛乳乳製品の栄養及び健康」のエビデンスに係る国内外の研究情報の収集・評価
- 2) 「牛乳乳製品の栄養及び健康」に関連する研究の再評価と活用できる研究成果の選択
- 3) 「牛乳乳製品の栄養及び健康」に係るエビデンスの新たな知見の研究・開発
- 4) 医師・栄養士などに対する啓発
- 5) 活動成果発表会の開催
- 6) その他上記目的を達成するために必要な活動

第 2 章 会 員

（会員）

第 4 条 本組織の会員資格は、設立趣旨及び第 2 条の目的に賛同する医学、栄養及び食品科学に係る研究者等とする。

(入会)

第5条 本組織の会員になろうとする者は、第4条に掲げる会員の2名以上の推薦を受け、別途定める入会申込書を提出する。

(退会)

第6条 本組織より退会する者は、別途定める退会届を提出する。

第3章 幹事会

(幹事会)

第7条 本組織に、設置規程第14条に基づき、幹事会を置く。

(幹事会の職務)

第8条 幹事会はその都度、代表幹事が招集し、乳の学術連合運営委員会の決定に基づき、本組織の活動及び運営に関して、以下の実務を遂行するものとする。

- 1) 年度の活動計画の検討や策定
- 2) 年度の活動実績の検証や報告
- 3) 第4条に掲げる活動を実践する会員等への助言、指導及び評価
- 4) 会員の資格審査
- 5) そのほか本組織の運営に関する一切の事項

2 幹事会の議長は、本組織の代表幹事とその任に当たる。

3 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席を持って成立し、議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(幹事及び役員)

第9条 幹事会は幹事を持って構成するものとし、幹事の定数は15名以内とする。

2 幹事は会員の中から自他薦し、幹事会の承認により選出する。

3 設置規程第17条により、幹事会の役員として、代表幹事1名、副代表幹事2名以内、事務局長を置く。

(役員の仕事)

第10条 代表幹事は、組織を代表しその活動を総括する。

2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事不在の場合はその仕事を代行する。

(任期)

第11条 役員の仕事は原則2カ年とし、再任は妨げない。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第12条 本組織は、その活動を円滑かつ効率的に推進するため、次の専門委員会を置く。

1. テーマ別研究推進委員会
2. 研究評価委員会
3. 乳業学術委員会
4. 上記専門委員会のほか、事業を円滑に進めるために必要に応じ、他の専門委員会を置くことができる。

(テーマ別研究推進委員会の機能)

第13条 テーマ別研究推進委員会は、牛乳乳製品が関連する健康課題を研究テーマとして設定し、各テーマにおいて関連する国内外の研究情報の収集や評価、具体的な研究課題の選定を行い公募研究テーマとして提案する。また、具体的な研究計画を立案し、必要に応じてプロジェクト型指定研究を実施する。

(テーマ別研究推進委員会の運営)

第14条 テーマ別研究推進委員会は、以下の通り運営する。

- 1) テーマ別研究推進委員会委員長は幹事会で指名する。
- 2) 乳業学術委員会から各テーマに1名参加する。
- 3) 委員については、研究テーマごとに必要に応じて選任する。
- 4) テーマ別研究推進委員会は代表幹事が招集する。
- 5) テーマ別研究推進委員会は必要に応じ開催する。

(研究評価委員会の機能)

第15条 研究評価委員会は、次の機能を担う。

- 1) 公募・指定研究の審査、ヒアリング、選考
- 2) 公募・指定研究の研究報告書の評価
- 3) ジャパンミルクコンGRESS（以下、JMCという。）での発表者の推薦

(研究評価委員会の運営)

第16条 研究評価委員会は、以下の通り運営する。

- 1) 委員は幹事会、乳業学術委員会の中から代表幹事が選任する。
- 2) 委員長は代表幹事が選任する。
- 3) 研究評価委員会は、代表幹事が必要に応じて招集する。

(乳業学術委員会の機能)

第17条 乳業学術委員会は、乳業研究の立場から情報収集、各組織への意見具申、研究支援を行うとともに、酪農乳業界の課題などが研究活動に反映されるように必要な提案を行う。

(乳業学術委員会の運営)

第18条 乳業学術委員会は、以下の通り運営する。

- 1) 委員はJミルクが選任する。
- 2) 委員の中からテーマ別研究推進委員会の各テーマに1名、幹事会に1名参加する。
- 3) 乳業学術委員会は、必要に応じてJミルクが招集する。

第5章 事業運営

(共同事業)

第19条 本組織の事業は、Jミルクとの共同事業で運営する。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 本組織の事務局を、Jミルク内におく。

第7章 事業年度

(事業年度)

第21条 本組織の事業年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。

第8章 規程改正

(規約改正)

第22条 本組織の規約の改正は、幹事会出席者の過半数の承認を必要とする。

(その他)

第23条 本組織の運営に関する事項については、この規約に定めるものの他、幹事会において協議の上定める。

附 則

この規程は、平成24年3月18日から施行する。

(改正) この規程の改訂は、平成24年10月3日から施行する。

(改正) この規程の改訂は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する。

(改正) この規程の改正は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

(改正) この規程の改正は、2024 年 9 月 2 日から施行する。